

新型コロナウイルス感染症対策にむけた日進市街路図の写しの交付にか  
かる電子化の試行についての事務取扱要領

令和2年4月14日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止にむけた対人間の接触  
機会の削減を目的として、日進市街路図の写し（以下「街路図」という。）の電  
子データによる交付に関する事務の取扱いを定めることにより、適切円滑な事務  
の処理を図るものである。

(範囲)

第2条 この要領において取扱う街路図は、平成28年12月測図の縮尺1/250  
0、A3版のものとする。

(街路図の請求)

第3条 街路図の電子データによる交付を請求する者（以下「請求者」という。）  
は、日進市電子申請・届出システムによる申請（第1号様式）または電子メール  
により、次に掲げる事項を示すものとする。

- (1) 請求者の連絡先及び氏名
- (2) 交付を必要とする地番
- (3) 交付する電子データの形式

(請求内容の確認)

第4条 前条により示された内容が明確でない場合には、請求者に対し必要に応じ質  
問し、その内容につき確認するものとする。

(街路図の交付)

第5条 市長は、街路図の電子データによる交付請求があった時には、原則請求があ  
った日の翌開庁日までに第3条の請求に基づき交付し、請求者に電子メールによ  
り送信するものとする。

(費用負担)

第6条 本要領における請求者の費用負担は無償とする。

(試行期間)

第7条 本要領により事務を取扱う期間は原則新型コロナウイルス感染症のまん延防  
止にむけた対策が完了するまでとする。ただし、完了した後に取扱う期間を延長  
することは妨げない。

(委任)

第8条 本要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別  
に定める。

